

和二十六年法律第四百九十九号)第二十三条第一項の承認を受けた者を含む。以下同じ。)若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失によつて発生したものであるときは、裁決をもつてこれを懲戒しなければならない。

- 3 海難審判庁は、必要と認めるときは、前項の者以外の者で海難の原因に関係のあるものに対し勧告をする旨の裁決をすることができる。

第八条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、国土交通大臣の所轄の下に、海難審判庁を置く。

第八条の二 海難審判庁は、海難の原因を明らかにし、もつてその発生の防止に寄与することを任務とする。

【組織】(海難審判庁ホームページ <http://www.mlit.go.jp/>より)

- ・ 地方海難審判庁は、函館、仙台、横浜、神戸、広島、門司、長崎に置かれ、那覇には門司の支部が設けられ、海難事件の第一審としての審判を行う。
- ・ 高等海難審判庁は、東京に置かれ、第一審の裁決に不服のある者の請求に基づき、第二審としての審判を行う。
- ・ 海難審判理事所は、理事官の行う事務(海難の調査、審判の請求と立会い、裁決の執行)を統轄するための機関で、東京に置かれている。
- ・ 地方海難審判理事所は、地方海難審判庁の所在地にそれぞれ置かれ、那覇には門司の支所が設けられている。

【取扱件数】(「海難レポート2006」及び「海難レポート2007」より抜粋)

- ・ 平成17年における地方海難審判庁(第一審)の裁決件数 : 732件
- ・ 平成18年における地方海難審判庁(第一審)の裁決件数 : 740件